

消費者被害防止サポーター基礎講座



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

お試しのつもりがいつの間にか定期購入に・・・
無料点検をお願いしたら高額な工事契約をすることになってしまった・・・
悪質商法や詐欺の被害が後をたちません。
最新の被害事例や対処方法などを学び、ご自身や身近な方の消費者被害を防止するために役立てませんか。



1 狭山市市民センター 2階 研修室	9月10日(火) 13時30分～16時	30名
2 越谷コミュニティセンター (サンシティホール) 第2会議室	9月18日(水) 13時30分～16時	30名
3 秩父市福祉女性会館 2階 第7会議室	10月22日(火) 13時30分～16時	40名
4 オンライン(Zoom)	10月26日(土) 13時30分～16時	40名

○講師 弁護士 司法書士
消費生活相談員

○参加費 無料 (定員になり次第 締切)

○持ち物 筆記用具 飲み物

○お問合せ・お申込み

埼玉消費者被害をなくす会

電話/FAX 048-829-7444

nakusukai.10@saitama-k.com

(月～金 10時～16時 土日祝日休み)

お申し込み方法

下記QRコード
EメールまたはFAXでお申込ください。

件名:サポーター基礎講座申込
以下①～④を記載してください

- ①申込会場番号
- ②氏名(漢字)とフリガナ
- ③市町村名 または
オンライン会場申込者のご住所
- ④電話番号(日中連絡がとれる番号)



消費者被害防止サポーター基礎講座 内容

「地域の消費者被害を防ぐには (60分)

～消費者被害防止サポーターの役割 活動について～」 講師 弁護士または司法書士

「悪質商法・消費者被害の事例(60分)」 講師 消費生活相談員

「消費者被害防止サポーターの登録について」 埼玉消費者被害をなくす会

○消費者被害防止サポーター基礎講座受講後、希望される方はサポーターに登録することができます。登録後、研修・交流会の案内や最新の消費被害の情報等を提供します。

消費者被害防止サポーターの活動とは・・・

- ・地域のなかで、消費者被害防止の啓発、呼びかけや市町村の消費者展などイベントでの啓発に協力します。
- ・日頃、近隣の方と接する中でゆるやかな地域の見守りと「おかしいな?」と思うことがあった時には、消費生活センターを知らせるなど消費者被害を未然に防止していくことを大切にしています。



適格消費者団体 特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会